別表第二の二（第三条関係）

教育内容	単位数	備考
専門分野		
基礎作業療法学 作業療法管理学	五 二	職場管理、作業療法教育及び職業倫理を含む。
作業療法評価学	五	医用画像の評価を含む。
作業療法治療学	十九	喀痰等の吸引を含む。
地域作業療法学	四	
臨床実習	二十二	臨床実習前の評価及び臨床実習後の評価を含む。 実習時間の三分の二以上は医療提供施設において行うこと。また、医療提供施設において行う実習時間のうち二分の一以上は病院又は診療所において行うこと。 通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションに関する実習を一単位以上行うこと。
選択必修分野	九	専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。
合計	六十六	

備考　一・二　（略）

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習二十二単位以上及び臨床実習以外の教育内容四十四単位以上（うち専門分野三十五単位以上及び選択必修分野九単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表第二の二（第三条関係）

教育内容	単位数	備考
専門分野		
基礎作業療法学 （新設）	六 （新設）	（新設）
作業療法評価学 （新設）	五	（新設）
作業治療学	二十	（新設）
地域作業療法学	四	
臨床実習	十八	実習時間の三分の二以上は病院又は診療所において行うこと。
選択必修分野	九	専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。
合計	六十二	

備考　一・二　（略）

三　複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨床実習十八単位以上及び臨床実習以外の教育内容四十四単位以上（うち専門分野三十五単位以上及び選択必修分野九単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第五号及び第三条第一項第四号の改正規定は、平成三十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第十一条第一号若しくは第二号の指定を受けている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の指定を受けている学校若しくは作業療法士養成施設において理学療法士又は作業療法士として必要な知識及び技能を修得中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則（次条において「新規則」という。）別表第一から別表第二の二までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第三条　新規則別表第一から別表第二の二までに定める教育の内容について、理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号。以下「令」という。）第九条第一項の指定又は令第十一条第一項（令第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の変更の承認を受けようとするものは、この省令の施行の日前においても、これらの規定の例により、当該指定又は変更の承認の申請をすることができる。

2　文部科学大臣又は都道府県知事は、前項の申請があった場合には、この省令の施行の日前においても、令第九条第一項又は第十一条第一項の規定の例により、指定又は変更の承認をすることができる。この場合において、当該指定及び変更の承認は、この省令の施行の日にその効力を生ずる。

第四条　新規則第二条第一項第五号又は第三条第一項第四号に規定する基準について、令第十一条第二項（令第十六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の変更の届出をしようとするものは、附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行の日前においても、同項の規定の例により、当該変更の届出をすることができる。

第五条　厚生労働大臣は、附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行の日前においても、新規則第二条第一項第五号イ及び第三条第一項第四号イの指定をすることができる。